

朝晩がめっきり冷え込み、1日の温度差が激しい時期になりました。風邪などひかないよう体に気をつけて下さい。

さて、平成20年も残すところ残り2ヶ月となりました。今号では年末調整について特集します。私たちは毎月の給料から所得税が源泉徴収されています。その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」とよんでいます。

今年分の年末調整に関わる提出書類は次のとおりです。書類記入に際して不明な点があれば、自校の事務職員にお尋ねください。

所得税の年末調整各種申告書の提出について

裏面の説明をよく読み、記入例を参照のうえ 11月 日（ ）までに提出ください。

[昨年と比べて変わった点]

1. 住宅借入金等特別控除について、平成19年度の税制改正により次ぎの特例が設けられました。
 - ① 税源移譲の実施に伴う対応として、税源移譲の住宅借入金等特別控除の効果を確保する観点から、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に住宅の用に供した場合の特例が設けられました。（現行の特別控除との選択適用）。
 - ② 特定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った住宅を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合の特例が設けられました。（現行の増改築等に係る特別控除又は上記①の特例との選択適用）。また、一定のバリアフリー改修工事が住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲に加えられました。
2. 源泉徴収義務者が納税者に対し交付することとされている書類のうち、書面による交付に代えて電磁的方法により提供することができるものの範囲に、退職所得の源泉徴収票及び支払い明細書等が追加されました。

<参考> 平成21年分の年末調整から適用される主な改正点

平成20年度の税制改正のより、省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。

☆ 提出書類・提出期日 ☆

記載例を参考にして下さい。

1. 平成20年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

（全員） 11月 日～ 日までに提出

記載内容が正しいか、家族状況に変更ないか、確認してください。

- ・ ない場合 そのまま提出
- ・ あった場合 記入する。（出生など扶養親族の数が増加した、結婚し控除対象配偶者を有した、本人が障害者・寡夫・寡婦・勤労学生となった、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった、扶養親族が就職・結婚などで数が減少した、等の場合）

2. 平成20年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

（全員）

申告書の裏面に証明書を添付 11月 日～ 日までに提出

- 給与所得者の保険料控除申告書
 - ・ 生命保険料・・・本年中に支払った保険料が一契約9,000円以上はすべて証明書が必要です。保険金の受取人の全てが所得者本人又は配偶者や親族に限る。
 - ・ 個人年金・・・支払った金額に多少に関わらず証明書が必要です。保険料 年金の受取人は所得者本人又はその配偶者であること。（扶養親族は含まない）
 - ・ 地震保険料・・・支払った金額の多少に関わらず証明書が必要です。
 - ・ 社会保険料・・・国民年金保険料及び国民年金基金の掛金を申告する場合、社会保険庁等が発行した証明書が必要です。
- 給与所得者の配偶者特別控除申告書（該当者のみ）

所得者の申告が1,000万円以下で、控除対象配偶者に該当しない人を有する場合で、配偶者の合計所得が76万円未満であること。つまり、配偶者の合計所得金額が380,001円以上76万円未満の場合です。ただし、配偶者が青色事業専従者及び白色事業専従者の場合は受けることが出来ません。

※ 配偶者の所得を正確に把握して下さい。

3. 住宅借入金等特別控除申告書

（該当者のみ）

11月 日～ 日までに提出

申告書は税務署から本人に控除対象年数分送付されていますので、共済組合や取扱金融機関等の残高証明書を添付して提出してください。

- * 必ず20年分の用紙を使用してください。
- * 本年中に住宅を取得した場合は確定申告（時期は21年2月16日～3月16日）をします。（翌年から年末調整が可能になります。）

ここまでの提出書類は平成20年12月31日が基準日となります。

4. 平成21年分扶養控除申告書（異動）申告書

（全員） 12月下旬提出

12月下旬、人事給与システムより配信されますので、打ち出したものを後日配布します。平成20年度分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書と同様にチェックします。

国税庁のホームページ：[「http://www.nta.go.jp/index.htm」](http://www.nta.go.jp/index.htm)

【 記載例 】

平成20年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしき提出することができません。

所轄税務署長 麹町 城東署長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○ ○ 工業	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤和夫	あなたの生年月日 ○ 32 年 3 月 20 日	配偶者の氏名 世帯主の氏名 あなたとの続柄 佐藤和夫 本人
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関○-○-○	あなたの住所又は居所 東京都板橋区成増○-○-○	(郵便番号) 175-0099	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	本人控除対象配偶者又は本人扶養親族(勤労学生)	特定扶養親族(障害者)	職業	住所又は居所	平成20年中の所得の見積額	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者	佐藤洋子		○ 36 年 11 月 7 日			なし	東京都板橋区成増○-○-○	300,000 円	平成 20.3.31 退職により追加
主たる給与主たる扶養親族	佐藤 亨 子		○ 32 年 3 月 20 日			なし(専従)	東京都板橋区成増○-○-○		平成 20.4.1 退職により除外
	ク 茂 子		○ 2 年 2 月 4 日		○	ク	ク	0	
	ク 隆雄 父		○ 6 年 5 月 8 日			なし	ク	(公的年金) 300,000 円	

所得金額 38 万円 (給与所得のみの場合は 103 万円) をこえていませんか。

アルバイト収入はありませんか。103 万円をこえていませんか。

公的年金の所得金額は 38 万円 (65 歳以上の人は収入金額 158 万円、65 歳未満の人は 108 万円) 以下ですか。

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
					氏名	あなたとの続柄		
一般の生命保険料	×× 生命	養老	10 年	山川太郎	山川明子	妻	48,000 円	
	合 計							① 48,000 円
個人年金保険料	○○ 生命	○○ 年金	30 年	山川太郎	山川太郎	本人	89,000 円	
	年金の支払開始年月日 平成 43 年 7 月 1 日 合 計							② 89,000 円
生命保険料控除額	④又は⑤の金額		控除額の計算式		③の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額(最高50,000円)		②の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額(最高50,000円)	
	25,000円以下		④又は⑤の金額		36,500 円		47,250 円	
	25,001円から50,000円まで		④又は⑤×1/2+12,500円				計 (①+②) 83,750 円	
	50,001円から100,000円まで		④又は⑤×1/4+25,000円					
	100,001円以上		一律に50,000円					

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった		あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印	
					家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分		
地震保険料控除	○○ 火災	建物(地震)	5	山川太郎	山川太郎	本人	地震(旧長期) 30,000 円		
	△△ 火災	積立傷害	12	山川太郎	山川太郎	本人	地震(旧長期) 19,600		
④のうち地震保険料の金額の合計額					⑤ 30,000 円		④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		⑥ 19,600 円
地震保険料控除額	⑦の金額 (最高50,000円)		⑧の金額(⑧の金額が10,000円を超える場合は ⑧×1/2+5,000円)		⑨の金額(最高15,000円)		計 (最高50,000円)		
	30,000 円		14,800 円		14,800 円		44,800 円		